○財務省・経済産業省告示第八号

経済社会構造の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）の一部を次の表のように改正し、同法第二十一条の二十第五項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項 一　基本認識 我が国の事業者は、人口減少社会などの構造的変化に加えて、米中貿易摩擦に代表される保護主義的な動きの台頭、地政学的リスクの高まり、急激な気候変動や自然災害、非連続な技術革新などの外生的・突発的に生ずる環境変化に常に晒されている。 こうした山積する課題に対し、成長戦略としての2050年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、今後の我が国の産業の基盤となることが見込まれる分野における生産及び販売の拡大、米国の関税措置による影響をはじめとした国際情勢が複雑化する中で生ずる急激な競争条件の変化への対応など、必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要である。併せて、サプライチェーンの再構築をはじめとするレジリエンスの強化も進めていく必要がある。 このため、産業競争力強化法（以下「法」という。）において、デジタルトランスフォーメーションや、カーボンニュートラルの実現に向けた生産工程効率化等設備（法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。以下同じ。）の導入や、産業競争力基盤強化商品（同条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。以下同じ。）の生産及び販売の拡大に向けた取組、国際経済事情の急激な変化に対応して行う特定生産性向上設備等（同条第二十項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下同じ。）の導入等の取組を「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図るものである。 二　事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項 主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定に基づき認定を行うに当たっては、事業適応計画の実施期間（産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条の二第六項に規定する実施期間をいう。以下同じ。）の終了時を含む事業年度（以下「計画終了年度」という。）以前において、事業適応計画に定める事業を行うことにより、次のイ、ロ又はハに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ、ロ又はハに定める生産性の向上に関する目標又は新たな需要の開拓に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。 イ　情報技術事業適応 ①　（略） ②　情報技術事業適応による新たな需要の開拓に関する目標 計画終了年度において、事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去五事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から三以上上回ること。	1　事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項 一　基本認識 我が国の事業者は、人口減少社会などの構造的変化に加えて、米中貿易摩擦に代表される保護主義的な動きの台頭、地政学的リスクの高まり、急激な気候変動や自然災害、非連続な技術革新などの外生的・突発的に生ずる環境変化に常に晒されている。 こうした山積する課題に対し、成長戦略としての2050年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、今後の我が国の産業の基盤となることが見込まれる分野における生産及び販売の拡大など、必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要である。併せて、サプライチェーンの再構築をはじめとするレジリエンスの強化も進めていく必要がある。 このため、産業競争力強化法（以下「法」という。）において、デジタルトランスフォーメーションや、カーボンニュートラルの実現に向けた生産工程効率化等設備（法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。以下同じ。）の導入や、産業競争力基盤強化商品（同条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。以下同じ。）の生産及び販売の拡大に向けた取組を「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図るものである。 二　事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項 主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定に基づき認定を行うに当たっては、事業適応計画の実施期間（産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条の二第五項に規定する実施期間をいう。以下同じ。）の終了時を含む事業年度（以下「計画終了年度」という。）以前において、事業適応計画に定める事業を行うことにより、次のイ又はロに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ又はロに定める生産性の向上に関する目標又は新たな需要の開拓に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。 イ　情報技術事業適応 ①　（略） ②　情報技術事業適応による新たな需要の開拓に関する目標 計画終了年度における情報技術事業適応を実施する事業者単位の計算において、減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が基準年度における当該値より二以上上回ること。